

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2972号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



秋の仏ヶ浦 (青森県佐井村)

従来、たい肥の原材料は、牛糞、家庭と業務施設の生ごみ、里山の落ち葉、間伐材等のおがくず、もみ殻の5種であった。しかし現在、これらにもう一種の材料が加わっている。竹である。成長力の強い竹は、一部の寒冷地を除き、全国的に厄介な存在になっている。ざるやかごなど農業用の資材に加工されていた竹が、プラスチックにその場所を奪われた結果、多くの竹林が荒れ放題になった。茂木町ではこれまで、一部の竹林で、里山ボランティアの手により、竹の伐採と竹林の環境整備が進められてきた。しかし大量に出る伐採竹は林内に積み上げておくしかなく、場所を取る。そ

で竹を美土里館で処分してくれるよう、お願いしていたが、竹は繊維が強く、分解が難しいなどの理由でなかなか実現しなかった。しかし、研究と試行の末、ようやくその道が開かれたのである。

伐採された竹は専用の破砕機で砕かれ、おがくずと混ぜて二次発酵装置に投入されている。ところが、ここで思わぬ副次的効果が生じた。竹は内膜に乳酸菌を多く含んでおり、この乳酸菌が発酵を促進する媒体になるらしい。現場の担当者によれば、「乳酸菌が直接発酵に寄与しているかはわからないが、発酵菌が乳酸飲料を飲んで元気になるようなこと」だそう。そして完成したたい肥は、竹による脱臭効果に加えて、ほのかな乳酸菌の甘い香りが残り、利用者にも好評である。たい肥を施された田畑の農産物も乳酸飲料を得て、元気に育つようだ。美土里館ではさらに、ミクロン単位に細粉化した竹粉を、家畜の食用や土壌改良材として販売している。さて私も今夜はカッポ酒を楽しもう。

コラム

里山由来の乳酸菌

作新学院大学経営学部特任教授

橋立 達夫

もくじ

● 随 情 政 情 活

想 報 策 報 動

自民党総務部会関係合同会議に藤原会長が出席	(2)
— 平成29年度政府予算関係で要望 —	(2)
【行政不服審査法改正①】改正行審法が施行された今、何をすべきか	(5)
2016年度普通交付税大綱	(8)
町村ご当地キャラじまん	(10)
教育を基盤にすえたまちづくり	(11)
福岡県須恵町長	
中嶋 裕史	

写真キャプション

風雪厳しい津軽海峡の荒波によって削り出された大自然の造形「仏ヶ浦」。約2kmにわたって立ち並ぶ奇岩・奇勝には、「五百羅漢」「極楽浜」などの呼び名が付けられている。地元の漁師にとっての大切な信仰の場。

全国町村会

自民党総務部会関係合同会議に藤原会長が出席

—平成29年度政府予算関係で要望—

自由民主党は8月25日に総務部会関係合同会議を開催し、平成29年度予算概算要求及び税制改正要望を取りまとめるにあたり、地方六団体等からヒアリングを行った。本会からは藤原忠彦会長（長野県川上村長）が出席した。



▲会議に出席した藤原全国町村会長

の引き上げが再延期されたことにより、地方税収は平年度ベースで約1・7兆円減収となる一方、社会保障関係経費は高齢化や少子化対策により増加することから、来年度の一般財源総額の確保は地方にとって死活問題となる」と強調、一般財源総額の確保を求めた。

また、防災関係の財源が約1兆円減少したことに言及し、「防災・減災対策がいまの日本の喫緊の課題であり、国民の安全・安心を守ることが行政の第一歩であるため、十分な配慮をお願いしたい」と訴えた。2020年東京オリンピック・パラリンピックについては、「前回の東京オリンピックの百倍以上の約4千万人の訪日外国人が予想されるため、全国各地の固有の文化を発信していくチャンスと捉え、公立スポーツ・文化施設の建替や機能向上等といったハード面に加え、ソフト面の充実も願いたい」と述

べた。税関連では、消費税増税にあわせた車体課税等の見直しの延期、中山間地の貴重な財源となっているゴルフ場利用税の堅持を要請。最後に地方創生の実現に向けた交付金等の確保を求め、意見陳述を締め括った。

地方からの要望を受け、高市総務大臣は、内閣改造の際、安倍総理からアベノミクスの一層の加速と一億総活躍社会をつくりあげるための効果的な施策の立案と実施、地域が特色を持って経済成長を遂げるための施策の展開の指示があったとしたうえで、これに基づき総務省が来年度に向けて積極的に取り組む重点分野を『総務省イニシアティブ2017』として取りまとめたことを紹介。「地域経済の好循環と拡大、ICT利活用、第4次産業革命の実現、熊本地震、東日本大震災からの着実な復興などの施策を積極的に進めていく」と述べた。一方、消費税率引き上げの延期に伴う地方の減収等により、来年度の地方財政は厳しい状況が予想されるとの懸念を表明し、「そのような中で地方団体が重要課題に取り組みながら、安定的に財政運営が行えるよう一般財源総額の確保に向けて努力を続けていく」と強調、総務省関係予算全般にわたる支援と協力を求めた。

地方六団体を代表して、山田啓二全国知事会長（京都府知事）が、「地方が活性化することがアベノミクス成功の力基を握っていると思うが、来年度概算要求について心配な点がある」としたうえで、「地方消費税率

活 動

【参 考】

自由民主党総務部会関係合同会議
主要要望項目

平成28年8月25日
地方六団体

我が国の景気は、企業収益が過去最高水準となり、有効求人倍率もかつてない高水準まで上昇するなど回復基調が続いているものの、景気の先行きに対する不透明感も見られ、個人消費は未だ回復に至っていないなど、その成果が十分に浸透していない地域も見受けられる。アベノミクスの成果を地域の隅々にまで行きわたらせ名目GDP 600兆円を達成するためには、国、地方が一体となって、強力な地域経済対策を講じていかねばならない。我々地方は、自主性と主体性をもって地域経済の活性化及び地方創生に全力を挙げて取り組み、「地方創生なくして一億総活躍社会の実現なし」との断固たる決意と覚悟をもって臨んでいる。こうした現下の状況を十分に踏まえ、以下の措置を講じて頂きたい。

地方創生の推進

○地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、平成28年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充すること。

○子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、少子化対策に資する新たな税制や、東京一極集中の是正に向け

て、「地方拠点強化税制」の更なる拡充を含め、地方への人の流れをつくるための税制について幅広く検討すること。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、事前キャンプや文化プログラム等を各地方で開催することは、地方創生の一層の推進に資することから、地方がその実情に応じ拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を図ることができるよう、特別な地方債の発行とその元利償還金に対する交付税措置など新たな制度を創設すること。

○地方が文化資源を最大限に活かした主体的な文化プログラムに取り組めるよう、宝くじを活用した新たな財源の確保などについて、幅広く検討すること。また、地方における観光施策の実施のため、必要かつ十分な新たな税財源措置を講ずること。

地方創生推進交付金等の拡充及び
弾力的な運用

○「地方創生推進交付金」については、事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除するほか、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に特に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、できる限り自由度を高め、地方においてより使い勝手のよいものとする。また、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

○事業の早期着手による円滑な執行や効果的・効率的な事業展開が可能となるよう、速やかに交付決定を行うこと。交付申請の審査において、地域の実情を十分に踏まえること。

地方の安定的な財政運営に必要な
地方一般財源総額の確保

○今後、社会保険関係費がさらに増高し、少子化対策など新たな経費が必要となることなどを踏まえ、地方が、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

○地方交付税については、引き続き財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保することは、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。仮に臨時財政対策債を発行する場合でも、その発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。

○景気回復に伴う国・地方の税収増により、折半対象財源不足が解消されるに至った場合であっても、地方財政においては依然として巨額の財源不足が続いていることに鑑み、その財源を国の債務縮減に充てるのではなく、少子高齢化や地方創生対策等増大する地方歳出や既往の臨時財政対策債の残高縮減に充てるなど、地方の財政健全化等に活用すること。

○地方財政計画の策定に当たっては、高齢化に伴う社会保険関係費の自然増や人口減少・少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に

確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すること。

地方交付税の財源保障機能の確保

○地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であり、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスの確保さえ不可能となる恐れがある。特に国庫負担金については、国と地方との役割分担を前提に国が義務的に支出しなければならぬ経費であることから、PDC Aサイクルという名の下に一方的に削減されるようなことがあってはならず、また、パフォーマンス指標を設定してその配分に反映することにはなじまない。

いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえたうえで、条件不利地域等、地域の実情に配慮することともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。

○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が、地方創生の目的を達成できるよう長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

活 動

地方創生の基盤となる税財源の確保

○我が国における社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障・税一体改革」の実現に向け、平成31年10月において消費税・地方消費税10%への引上げを確実に行うためにも、我が国経済の持続的かつ力強い成長が不可欠であり、今後、地方経済の活性化に十分配慮した総合的かつ積極的な経済対策を講ずること。その際には、地方の中小企業等の生産性向上や国内外の販路開拓等に対する支援の充実を図ること。

○消費税・地方消費税の引上げを再延期しても、地方団体においては、既に子ども子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これらの施策の推進に支障が生じることのないようにすること。また、保育の受け皿50万人分の確保など可能な限りの社会保障の充実を実施するとされているが、その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならず、その費用については、国の責任において安定財源を確保すること。

○消費税・地方消費税の引上げ分は、地方交付税原資分も含めると、約3割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないよう、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずること。

○厳しい財政運営を強いられている関係について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、平成27年度から実施された保険者への財政支援の拡充1,700億円とあわせ、平成29年度

からの後期高齢者支援金への全面総報酬割導入による更なる国費1,700億円の投入を確実に継続して実施すること。また、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を速やかに廃止すること。

○介護保険制度について、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,400億円は確実に確保すること。

○地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源については、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上し、実効性のある偏在是正措置とすること。

○法人税改革を継続する中で、外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、引き続き、中小法人への適用については慎重に検討すること。

○今後、個人所得課税における人的控除等のあり方の検討に当たっては、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、検討すること。

○平成29年度における自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討については、自動車税は都道府県の基幹税であり、車体課税に係る地方税収は工口カー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、消費税・地方消費税引上げの再延期により前提案件も変わったことから、自動車税の軽減に関する必要な措置の検討も併せて延期

すること。仮に消費税・地方消費税の引上げ時に自動車税の税率の引下げを議論する場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提として行うこと。

○自動車税・軽自動車税のグリーン化特例や自動車重量税に係る工口カー減税の延長に当たっては、地方の財政運営に支障が生じないようにすること。また、消費税・地方消費税の引上げの再延期に伴い平成31年10月まで存続することとなる自動車取得税についても、地方の財政運営に支障が生じないようにすること。

○償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく現行制度を堅持すること。なお、平成28年度税制改正において創設された固定資産税の限定的な特例措置については今回限りのものとし、期間の延長は断じて行わないこと。

○ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

○森林環境税(仮称)等の新たな税制等を検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏ま

えて、しっかりと調整すること。

熊本地震及び東日本大震災からの復旧・復興と防災・減災対策の推進

○熊本地震から早期に復旧・復興を成し遂げるため、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組むこと。また、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講ずること。

○熊本城などの国指定重要文化財等に甚大な被害が生じており、補助率の嵩上げ等、迅速かつ万全の措置を講ずること。

○東日本大震災からの復旧・復興については、平成28年度以降5年間を「復興・創生期間」とした新たな財政支援の枠組みを決定したが、復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施できるよう、復旧・復興が完了するまでの間、国の責任において所要の財源を十分に確保し、万全の財政措置を講ずること。

○近年、大規模な地震や津波、集中豪雨等が発生し、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。このことから、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保すること。また、地方においても計画的に対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を確保すること。

○災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や学校施設を含む避難施設等については、今回の熊本地震による被害状況も踏まえ、緊急に、建替や耐震補強を図るための十分な財政措置を講ずること。

法務支援室より

【行政不服審査法改正①】

改正行審法が施行された今、何をすべきか

全国町村会総務部 法務支援室長 弁護士 大田 裕章

1 はじめに

本年4月1日、改正行政不服審査法（平成26年法第68号、以下「行審法」という。）が施行され、旧法制定以来約50年ぶりに、行政不服審査制度が大きく様変わりした。今回の改正では、①公正性の向上の観点から、職員のうち処分に関与しない者が審理手続を行う審理員手続の導入、行政不服審査会等への諮問手続の導入、審理手続における審査請求人の権利の拡充（証拠書類等の写しの交付、口頭意見陳述における処分庁への質問権の保障等）がなされた。また、②使いやすさの向上の観点から、不服申立期間について60日から3か月への延長、不服申立手続について審査請求への一元化（異議申立ての廃止）、行政訴訟を提起する前に不服申立てを経なければならぬ不服申立前置の見直し等がなされた。

本稿では、行審法が施行された今、町村において何をすべきかを考えてみたい。

2 例規等の再確認

町村においては、行審法の施行に際し、既に、次の(1)から(5)に掲げる

例規等の整備を行っているものと思われる。例規等の種類が多岐にわたるため、今一度、これらの例規等が正しく整備されているか確認すべきであろう。

(1) 行政不服審査会等に関する条例

地方公共団体は、執行機関の附属機関として、常設型又は非常設型のいずれかの方法で、審査庁が裁判に際して諮問する行政不服審査会等を設置する必要がある（行審法81条1項、2項）。

したがって、町村においても、都道府県等に事務の委託をしている場合を除き、行政不服審査会等の組織や委員等について規定した条例を制定していると考えられる。

(2) 審理員指名のための条例等

審査請求において審理手続を行う審理員は、審査庁に所属する職員でなければならない（行審法9条1項）。しかし、必ずしも常勤のプロパー職員である必要はない。非プロパー職員を特別職職員や任期付短時間勤務職員に任用したうえで、審理員に指名することも可能である。

したがって、非プロパー職員を任用して審理員に指名することとした町村においては、非プロパー職員の任用のための条例等を制定している

と考えられる。

(3) 手数料条例

審査請求の審理手続において、審査請求人は、処分庁が提出した提出書類等の写しの交付を求めることができる（行審法38条1項）。したがって、町村においては、その写しの交付にかかる手数料の額及び減免（行審法38条4項、5項）について、条例に規定していると考えられる。

(4) 個別条例等（処分の根拠となる条例等）

今回の改正により、不服申立ての手続が審査請求に一元化されたため、町村においては、処分の根拠となる条例等において、不服申立てに関する規定を改正していると考えられる。

また、個人情報保護条例や情報公開条例に基づく非公開決定等、条例に基づく処分については、条例で規定することにより、審理員手続を除外することができる（行審法9条1項ただし書。ただし、解釈により、合理的理由を要すると解されている。）。したがって、条例に基づく処分について審理員手続を除外することとした場合には、当該処分の根拠条例においてその旨規定していると考えられる。

情 報

5) 教示文

処分の際には、不服申立てに関する教示をする必要がある(行審法82条1項)。上記(4)のとおり、不服申立ての手続が審査請求に一元化されたため、また、不服申立てを経た後でなければ行政訴訟を提起できない制度(不服申立前置)を採用する処分が大きく見直されたため、町村においては、処分の通知書に記載されている教示文の見直しも行われていると考えられる。

3 具体的な審査請求への備えの必要性

平成26年度の町村に対する不服申立て(改正前の行政不服審査法に基づくものに限る。)の件数は、全町村を合計してもわずか194件にすぎない(総務省 平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果―地方公共団体における状況―)。この数字は、これまでの町村において、不服申立てが「縁遠い」ものであったことを表している。

しかし、今回の法改正により、不服申立ての件数が増加する可能性は十分にある。

というのも、今回の法改正で、審理員手続や行政不服審査会等への諮

問手続が導入されたことにより、審理に客観的視点を取り入れられるようになったため、概して、審査請求が認められる可能性が高まったといえるし、また、審査請求期間が約1か月間延長されるなど使いやすさが向上したといえるからである。

また、そもそも、行政不服審査制度は、今回の法改正に関わらず、行政訴訟と比較して、主に次のような点において、利用しやすい手続となっている。

- ① 行政訴訟を提起する際には、印紙代を要するが、行政不服審査制度は、原則として手数料がかからない。
- ② 行政訴訟においては、一般的に、当事者が主張していない事実を判決の基礎にできないとされるのに対し、行政不服審査制度においては、審査庁は、当事者が主張していない事実であってもその事実をもとに判断できるとされている。したがって、弁護士等の専門家に依頼しなくても、住民本人が不服申立てを行うことも比較的容易である。
- ③ 行政訴訟は、判決確定まで処分が有効であるのに対し、行政不服審査制度においては、処分庁は裁判に対して不服申立てができないため、認容裁決によって一旦処分が取り消されれば、その時点で、不服申立て

の目的が達せられる。そのため、解決に至るまでの時間が早い可能性がある。

④ 行政訴訟は、処分が違法でない限り、仮に不当であったとしても、判決で取り消すことはできない。これに対し、行政不服審査制度においては、処分が違法とはいえないまでも不当である場合には、処分を取り消すことができる。裁量による処分について、裁量権を逸脱又は濫用した処分といえなくとも、審査庁が不当であると判断した場合には処分の取消しができる。

このように行政不服審査制度は、そもそも行政訴訟よりも利用しやすい制度であり、それが今回の行審法改正で公正性等が向上したのであるから、不服申立ての件数が増加する可能性は十分にあるといえる。

そうである以上、町村においてもいざ審査請求がなされたときにスムーズに対応できるよう、備えておくことが望ましいと考える。次項4を参考の一助としていただければ幸いです。

4 具体的な審査請求を想定した備え

1) 審査庁としての備え

① 町村における処分の多くは、町

村長による処分と考えられるが、町村長による処分にかかる審査請求の場合、審査庁も町村長となり(行審法4条1号)、処分庁及び審査庁のいずれもが町村長となる。

そのため、いかなる部署が審査庁としての役割を果たすのか明確にしておく必要がある。

② 審査庁としての役割を果たす部署においては、原則として、審査請求人から審査請求書の提出を受けることとなるが、審査請求書の提出を受けると、審査請求書に記載事項(行審法19条2項、3項)の漏れ等の不備がないかを確認しなければならぬ。そして、審査請求書に不備がある場合、審査庁は補正を命じなければならぬ(行審法23条)。そこで、審査請求書のチェックの方法及び補正命令を発する決裁方法を決めておく必要がある。

③ 審査庁は、審査請求書の補正が完了すると、審理手続を主宰する審理員を指名する(行審法9条1項)。審理員は、審査庁に所属する職員であって処分に関与していない職員でなければならない。そこで、各処分について、誰を審理員に指名するのか決めておくこと(行審法17条による審理員候補者名簿の作成)が望ましい。少なくとも、プロパー職員を指名するのが、それとも非プロパー

情 報

職員を指名するのか決めておく必要があるだろう。

また、審理員の候補者とされた職員は、実際に指名された時に備え、DVD「新しい行政不服審査法の解説」(一般財団法人行政管理研究センター)等により、審理手続の流れを確認しておくことが望ましい。

④ 審理員を指名した後、審理手続は審理員によって行われ、審査庁は、審理員から審理員意見書の提出を受けた後、原則として、行政不服審査会等への諮問・答申を経て、審査請求の最終的な判断(裁決)をすることとなる。裁決は、裁決書を送達することにより行うものであるが(行審法50条、51条)、裁決書を誰が起草し、いかなる決裁を受けるのかについても決めておく必要がある。

(2) 処分庁としての備え

審理手続において、処分庁は、処分が適法であり不当でないことを主張し立証するため、弁明書及び証拠を提出する(行審法29条、32条2項)。また、口頭意見陳述にも出席(行審法31条2項)、審査請求人等による質問に答えなければならない(同条5項)。

これらの処分庁の役割を果たすのは、多くは処分担当課であることが想定されるが、具体的な審査請求を

想定して、各処分の担当課における担当者・責任者の明確化が必要であるろう。

(3) 行政不服審査会等に関する備え

行政不服審査会等は、都道府県に事務を委託している場合を除き、各町村に設置されていると想定される。常設型の行政不服審査会等の場合には、委員の委嘱が済んでいるのか(委嘱していない限り、常設しているとはいえない)、また、非常設型の行政不服審査会等の場合には、具体的な審査請求について、誰に委嘱するかが決まっているか、少なくとも見当がついているかを確認しておくべきである。通常、行政不服審査会等の委員は、有識者や弁護士等に委嘱する場合が多いが、これらの人的資源は地域間によって偏在があるといわざるを得ないのが現状であるため、いざという時に迅速に対応できるよう、非常設型であっても、人選を行っておくことが重要である。

● 休刊のお知らせ ●

9月12日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。第2973号は9月19日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いたします。

町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)をお願いいたします。



政策解説

税収伸び、不交付団体4年連続増

＝道府県分2.3%増、市町村分3.3%減＝

2016年度普通交付税大綱

2016年度の普通交付税大綱が7月26日、閣議報告された。総額は15年度比0.3%減の15兆6、983億円。内訳は、道府県分が8兆5、593億円と2.3%増えたのに対し、市町村分が7兆1、390億円と3.3%減少した。普通交付税を受け取らないで財政運営できる不交付団体は17増えて77自治体となった。増加したのは4年連続。

市町村の収入額、高い伸び率

財源不足団体の基準財政需要額を見ると、道府県分が1.4%増の20兆1、672億円、市町村分が0.4%増の21兆564億円と、それぞれ伸びた。

土木費や厚生労働費といった「個別算定経費」は、道府県分が0.1%増の17兆2、483億円、市町村分が0.1%増の16兆5、353億円となった。道府県分、市町村分ともに増えたのは、社会保障関係費が膨らんでいるため。障害者自立支援給付費負担金が伸びたほか、高齢化に伴い介護給付費負担金も増加した。

人口と面積を基本とした簡素な基準で算定する「包括算定経費」は、道府県分が8.6%減の1兆3、864億円、市町村分が5.1%減の2兆5、860億円だった。

地域経済活性化や雇用機会を創出するための「地域経済・雇用対策費」は、道府県分が48.1%減の974億円、市町村分が46.9%減の1、261億円。地方財政計画で、リーマン・ショック後

の経済危機に対応するための歳出特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」が縮小したことから、大幅減となった。

地方財政計画の歳出の中に設けられた「まち・ひと・しごと創生事業費」を踏まえ、16年度も「地域の元気創造事業費」と「人口減少等特別対策事業費」を算定した。地域の元気創造事業費では、道府県分が0.7%減の906億円、市町村分が0.1%減の2、748億円。人口減少等特別対策事業費では、道府県分が0.2%減の1、898億円、市町村分が0.3%減の3、690億円となった。

「公債費等」は、道府県分が2.0%増の3兆3、249億円、市町村分が0.1%増の2兆7、832億円。臨時財政対策債の償還費が増えたことが影響した。

臨時財政対策債の発行可能額に当たる振替相当額は、道府県分が16.3%減の2兆1、701億円、市町村分が16.3%減の1兆6、179億円となった。16年度については、地方税収が増える見込みであり、臨時財政対

策債の新規発行を抑制できるためだ。これに対して基準財政収入額は、道府県分が0.8%増の11兆5、913億円、市町村分が2.3%増の13兆9、002億円。特に市町村の伸びが大きかった。この結果、市町村分の財源不足額を圧縮し、普通交付税額も減ることになった。

市町村の基準財政収入額が伸びた要因としては、地方消費税交付金と固定資産税を上げることができ、14年4月に消費税率を5%から8%に引き上げたことに伴い、都道府県は地方消費税の税収が増加。市町村は都道府県から配分される地方消費税交付金を通じて収入増となる。ただ歳入の増加が平年度化されるのは、都道府県は15年度であるのに対して、市町村は16年度であり、それが生じた。

また、戸建て住宅やマンション、企業が抱える機械・装置といった償却資産に課税する固定資産税は市町村固有の財源だが、経済状況の改善に伴い、16年度は税収が伸びると見込まれている。

基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた交付基準額(財源不足額)は、道府県分が2.2%増の8兆5、759億円、市町村分が3.3%減の7兆1、562億円となった。交付基準額が予算額を超過していることから、その差を埋めるための調整を実施して、実際に配分する額をはき出した。臨時財政対策債振替相当額を加え

政 策

た実質的な交付税額を見ると、道府県分が2・1%減の10兆7、295億円、市町村分が6・0%減の8兆7、568億円となった。

重点課題対応分を初算定

今回は、地方財政計画で新設された「重点課題対応分」と呼ばれる歳出項目に対応した算定を行った。

重点課題対応分は3つの柱から成っている。1つは自治体情報システム構造改革。自前の情報システムを構築・運用するのではなく、外部のデータセンターを利用する「クラウド化」や、情報セキュリティ対策強化などを促すものだ。2つ目は高齢者の生活支援。全国各地の「地域運営組織」が実施している高齢者の声掛け、見守り、買い物、雪下ろしといった身の回りの支援を後押しする。最後は森林吸収源対策。地球温暖化対策の一環として、二酸化炭素(CO2)を吸収する森林の整備を押し進める。

地方財政計画上は2、500億円を計上しており、今回は2、149億円を普通交付税として算定した。残り、特別交付税として配分する。

具体的な算定額を見ると、自治体情報システム構造改革では、道府県分が339億円、市町村分が1、042億円、合計1、381億円。高齢者の生活支援は、市町村分のみで401億円。森林吸収源対策では、道府県分が

155億円、市町村分が212億円の合計367億円となった。

国勢調査人口に対応

今回の普通交付税算定の特徴としては、15年国勢調査で明らかになった人口を初めて用いたことにある。普通交付税の算定では、人口を測定単位として用いる項目も多い。ただ、前回の10年国勢調査人口と比べて、15年国勢調査人口が大きく減った自治体にとっては、受け取る交付税額が大きく減る懸念がある。そこで、交付税の算定では激変緩和を目的として、基準財政需要額を割り増す人口急減補正を行ってきた。

ただ、日本全体が本格的な人口減少に入っている中、人口急減補正をさらに充実するよう求める意見も国会審議などで出されていた。一定の人口減少率を超える自治体を対象に人口急減補正を適用してきたが、その基準を緩和。これまでは人口減少団体の平均減少率を基準としていたが、離島やへき地などの条件不利地域を除いた人口減少団体の平均減少率を基に設定。これにより人口減少率の基準は、道府県が「マイナス2・1%未満」から「マイナス1・4%未満」へ、市町村は「マイナス3・5%未満」から「マイナス1・9%未満」へそれぞれ見直し。人口急減補正を受けられる団体は132増えて1、202となり、基準財政需

要額が加算される措置額も380億円増えて1、053億円となった。

また、東日本大震災によって多くの住民が避難した被災自治体の中には、15年国勢調査人口がゼロになるなど、交付税の算定に大きな影響が生じかねないケースもある。このため東京電力福島第1原発事故や津波で被災した福島県と、岩手、宮城、福島3県内の26市町村を対象とした特例措置を講じた。具体的には15年国勢調査の人口を用いないで、10年国勢調査を引き続き利用。住民基本台帳人口の伸び率を踏まえて、国勢調査とは別の方法で15年人口をはじき出す手法だ。これは噴火災害で全島避難を強いられた東京都三宅村に適用した特例と同じものだ。その上で今回に限っては、人口減少率は最大で10%にとどめる措置も講じた。

このほか、熊本地震の被災地を対象とした特例も実施。企業が集積する熊本県と熊本市の法人関係税と、ゴルフ場を抱える熊本県と県内5市町村のゴルフ場利用税と同交付金に関し、基準財政収入額を減額し、普通交付税を増額させる。

経済財政運営に関する「骨太の方針」を踏まえ、民間委託をはじめ、どの自治体も取り組むことができる歳出抑制策を全国に広める観点から交付税算定を行う「トップランナー方式」も導入した。16年度は学校用務員事務や道路維持補修・清掃等といった16業務

から着手した。

政令市・川崎も6年ぶりに

算定の結果、16年度の不交付団体数は77となった。前年度と比べて17町増えたことになる。堅調な企業業績を背景に税収が伸びていることから、4年連続での増となったが、リーマン・ショック前の07年度に記録した142をまだ大きく下回っている。高齢化に伴って社会保障にかかる費用が膨み、基準財政需要額を押し上げているのに対し、税収増による基準財政収入額の伸びが追いつかないためとみられる。

都道府県の不交付団体は前年度から引き続き東京都のみだった。残る76自治体は市町村。11年度から全ての政令市が交付団体となっていたが、今回は川崎市が6年ぶりに不交付団体に復帰した。76市町村の中には、合併特例により交付税を受け取っている12市町も含まれている。

16年度に新たに不交付団体となったのは、茨城県つくば市、栃木県上三川町、埼玉県和光市、千葉県市原市、同君津市、東京都国立市、神奈川県川崎市、同海老名市、同中井町、福井県高浜町、同おおい町、静岡県富士市、同御前崎市、愛知県岡崎市、同高浜市、同田原市、三重県四日市市。

一方で、不交付団体から交付団体に転じた市町村はなかった。
(時事通信社内政部 増淵慶彦)

町村

ご当地キャラじまん

Vol.16

中ブロック

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとして観光大使！！

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、中ブロック（北信・東海・近畿）からピックアップ。



小山町特別住民

定柄山の金太郎

静岡県小山町

西暦956年5月3日生まれ。1060歳の「男の子」。特技はもちろん相撲。負けず嫌いで強い者に対してライバル心を燃やすが、女の子にはめっぽう弱いらしい

小山町が金太郎の生誕の地であることから、町のシンボルとして、住民に元気を与え、町外に町の魅力を伝えるために誕生したキャラクター。富士山金太郎春まつりや夏まつりなど、とにかくお祭りが大好き。町内で開催されるイベントにはほとんど顔を出して、住民や観光客と交流しています。Facebookを活用してPR活動を行うイマドキ男子ですが、自分のことを「おいら」と呼び、語尾に「〇〇だぜい〜」とつけて喋るあたり、ちょっぴり昔気質な一面も。特技の相撲はもちろん、登山やサイクリングを趣味とするアクティブ派。大好物の町特産のトマトや銘菓「金太郎の熊じり」のほかにも、「峰の雪もち」(もち米) やお米、ワサビなどのPRも忘れません。日本人なら誰でも知っているようにしても過言でない「定柄山の金太郎」の知名度を活かし、町のPR活動に励んでいます。

岬町マスコットキャラクター&観光大使
みさつきー&みさきーちよ

大阪府岬町

2013年6月、町の様々な魅力を町内外に発信し、町のイメージアップや観光振興を図るキャラクターとして誕生しました。帽子には、あだこ山の「ツツジ」、みさき公園の「イルカ」、服は、日本夕陽百選にも選ばれた美しい夕陽をモチーフとしています。そして、「宇度墓古墳」と「西陵古墳」という前方後円墳が2つ町内にあることから、双子のキャラクターとなったとか。たいてい一緒にいるふたりですが、みさつきーは、マスコットキャラクターとして町内の活性化、みさきーは観光大使として町外での町のPRと、少しだけ役割分担。ふたりとも、町の特産品が大好きで、特に、みさつきーは「わかめたつぷりの若竹煮」「いかなごのくぎ煮」「押し寿司」、みさきーは「しいたけ」「古代米うどん」「和菓子」などが大好物です。Facebookなども活用しながら、これからもふたり力を合わせて町の魅力をお伝えしていきます。



8月8日生まれの双子。永遠の8歳らしい。みさつきー(写真左)の特技は釣り、みさきーちよの特技はビーチスポーツと、好物や特技は違えど、「みんなとお友達になること」が得意なのは一緒

神河町マスコットキャラクター

カーミン

兵庫県神河町



2月11日生まれの森の妖精。年齢はひみつ。ちよっぴりはすかしが得意な神河町の、大好きな神河町の左めなはりきつちゃん(うかんぼり屋さん)。町特産のゆずと名水で作った「ゆずジュース」が好物

2005年に神崎町と大河内町が合併して誕生した神河町のマスコットキャラクター「カーミン」。よくウサギと間違えられてしましますが、実は神河町の地形と同じハート型の顔をした森の妖精です。町内外のあらゆるお祭りやイベントに積極的に参加して、町のPR活動に励みつつ、行く先々でカーミンのテーマソング「Pip-pipカーミン」に振付をつけた「カーミンダンス」や「カーミン体操」を披露。どちらの曲もかわいらしい曲調ではありますが、なかなか複雑な動きがあつて、とつてもいい運動になると評判です。また、雑貨やお菓子などのカーミングッズの種類も豊富。町の観光案内所や宿泊施設、展示施設などで、販売しています。昨年は、カーミンのイラスト入り年賀状も限定販売されたほど。カーミンの人気上昇と共に町の知名度も上がるよう、毎日PR活動に一生懸命です。

次回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からご紹介します

随 想

須恵町は、福岡市の東約10kmに位置し、豊かな自然に包まれた田園都市です。霊峰・若杉山をはじめとする豊かな緑や、四季折々に咲く多様な花々など、美しい自然が至るところに息づいております。

町民憩いの場として親しまれている皿山公園は、ツツジの名所として有名で、春には、町内外からたくさんの方が訪れて賑わいます。

また、町の歴史は古く、平安時代

随 想

教育を基盤にすえたまちづくり



なかしまゆうし
福岡県須恵町長 中 嶋 裕 史

には仏教文化が花開きました。佐谷地区にある建正寺には、最澄作と言われる秘仏・十一面観音立像(真指定有形文化財)が祀られており、毎年4月の第一日曜日に御開帳が行われます。

江戸時代には、日本四大眼科の一つに挙げられた高名な眼科があり、全国各地から患者が訪れ、宿場町さながらの賑わいをみせたそうです。また、福岡藩御用窯として、須恵焼が誕生したのもこの時代と言われております。明治時代に焼かれた金錆染付製品は、須恵焼独特のもので、海外にも輸出されておりました。

明治時代になると、良質な石炭が取れることから日本で唯一の国営炭鉱が置かれ、戦前は海軍燃料廠探炭部、戦後は国鉄志免鉱業所と名称を変えながら、昭和39年に閉山するまで地域の産業を支えました。

恵まれた自然と、悠久の歴史が息づく須恵町は、現在、福岡市のベッドタウンとして成長しております。都市圏への交通アクセスが良く、生活圏に商業施設が充実しているため、子育て世帯も増加し、人口も右肩上がりに推移しております。

現在、須恵町はまちづくりの基本理念を、「ともに思い、ともに創りともに生きる」と定め、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりを行っております。また、未来の地域

を支える子どもたちが、生きる力や創造性を発揮できる人に育つよう人材育成にも力を入れております。

その一環として、0歳から義務教育終了の15歳までを、教育の第一ステージと捉え、切れ目ない支援に取り組んでいます。中でも就学前教育の充実を努め、子どもたちに一貫した基礎教育と保育の機会を設けるため、幼児園の整備を進めています。平成19年に、公立の幼稚園と保育園を一体化した福岡県初の認定こども園として開園した「アザレア幼児園」は、保育需要の増加に伴い、児童数400人規模の園舎に建て替えを行い、本年8月に竣工、9月から新園舎での保育が始まりました。

また、働きながら安心して子育てができる環境の充実を図るため、本年度より夏休みみこども居場所づくり事業として、「須恵っ子サマーデイルーム」を開始しました。この事業は、シルバー人材センター会員や教職員経験者などの経験豊かなスタッフが保育を行うだけでなく、地域ボランティアなどの協力を得て、伝承遊びや料理教室など、さまざまな体験プログラムが組み込まれております。

このように、保護者のニーズに対応した適正なサービスを提供しながら、未来を担う子供たちの心を豊かにする「教育のためのまちづくり」

を展開しております。

そのほかに、まちづくりの根幹を「教育を基盤に据えたまちづくり」としており、地域づくり・地域人材育成などの施策を展開しています。中でも、小学校区を構成単位とした「校区」コミュニティ事業は、地域住民が、アイデアを持ち寄り、それぞれの地域の特色を生かしたまちづくり活動を行っております。

行政区や各種団体などが単独では解決できない問題や課題を、校区の人みんなが協力共助の精神で解決する「校区」コミュニティ事業は、お祭りや講習会、ボランティア派遣など、生活に関わるさまざまな分野の取り組みによって、世代を超えた交流が生まれております。

昨今、地域住民間のコミュニケーションの希薄化や、互助の精神の崩壊が危惧されておりますが、須恵町は、「地域の課題は地域で解決する」を基本に、地域自治の各領域や行政サービスを届かない「空白部分」を行政・町民・地域団体・企業などが協働し、地域サービスを供給する「くらしのコミュニティづくり」やオンラインバージョンによる地方創生を目指し、互いに手を取り、絆を深めながら、「すえながく、笑顔輝き緑あふれる」コミュニティ創造の郷を築いて参りたいと考えております。



オータムジャンボ宝くじ

- 1等・前後賞合わせて5億円(1等3億円、前後賞各1億円)
- 発売期間 9月26日(月)～10月14日(金) ●抽せん日 10月21日(金)

1枚300円 
 一般財団法人全国市町村振興協会

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。